瑞宝双光章を授ける
（群馬県警部）　霜鳥　豊
瑞宝単光章を授ける（以上九月二日）
瑞宝双光章を授ける（九月三日）
箸井　繁一
片寄　透
瑞宝双光章を授ける（九月四日）
（横浜国立大学名誉教授）　竹澤　誠二
瑞宝中綬章を授ける
三家本　功
瑞宝双光章を授ける（以上九月五日）
諸田　敏朗
瑞宝中綬章を授ける（九月六日）
（在日アメリカ合衆国軍司令官兼第五空軍司令官）アメリカ合衆国空軍中将　エドワード・オーガスタス・ライス・ジュニア
旭日大綬章を贈与する（九月二十八日）
小原　文男

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年九月二十九日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

山中　國弘　芦崎ヨシエ　渡辺　春雄
鈴木　貫史　佐藤　勝實　鈴木　康司
松本　典文　安増　茂樹　小野　亨
道吉　勝重　久野　和洋　増田　吉蔵
大城　節子　普天間キヨ子　小島とし子
藤本トモエ　本尋　宏光　大津　優
柳本　忠二　上田　正二　小笹　公也
髙野　祥一

褒章条例第二条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年九月二十九日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

岸川　富安　大林　孚雄　中山　晴夫
髙倉かつ子　税田　力子

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年九月二十九日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

吉田　茂　佐野　ぬい　山田　春雄
蟻川　浩雄　大谷　重友　長岡今朝吉
岡﨑　輝滿　髙瀬　真一

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

石内　義夫

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年九月二十九日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

藤原　洋　田代　則春

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年九月二十九日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社小松家具
南海放送株式会社
株式会社小松安弘興産
シチズンセイミツ株式会社
東西電気産業株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年九月二十九日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故髙山政子遺族　髙山　良子

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成二十二年九月二十九日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故守谷脩遺族　守谷美恵子
故若佐明治遺族　若佐　光枝

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける（各通）

官庁報告

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十二年十月七日

東北経済産業局長　豊國　浩治

一　件名　若松ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十二年十一月九日　午後二時から
三　場所　会津若松商工会議所小会議室（福島県会津若松市南千石町六番五号）
四　事案の要旨
1　一般ガス供給約款の変更（熱量変更費用に係る繰延資産償却終了に伴う料金原価の見直しによる料金改定。）
2　詳細は、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号仙台合同庁舎）並びに若松ガス株式会社（福島県会津若松市千石町四番十六号）において閲覧に供する。
五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した東北経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「若松ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十二年十月二十二日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、東北経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「若松ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十二年十月二十二日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号仙台合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

東北経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）　（郵便番号）
住所　（電話番号）
職業

若松ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。